

岩手県議会議員選挙宮古選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日執行の岩手県議会議員選挙は、候補者の数が選挙すべき議員の数（2人）を超えないから公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、この投票は行わない。

平成19年3月30日

岩手県議会議員選挙宮古選挙区
選挙長 大矢正昭